

令和6年度 都市公園施設維持補修事業
狩野川リバーサイドパーク遊具設計・設置工事
公募型プロポーザル実施要領

伊豆の国市都市計画課

1 目的等

伊豆の国市狩野川リバーサイドパークに設置している遊具の一部は、設置から長い年月が経過し、老朽化により安全が確保できないと判断したものを撤去した。

そのため、現在、更地となっている広場の一部に、安全で安心して利用できる新たな遊具を整備し、快適で楽しい公園環境を提供する。

その選定に当たっては、限られた事業費を最大限に有効活用し、公園を利用する幼児児童やその家族に喜ばれる遊具を設置するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画書等を一定の基準で評価及び選定するプロポーザル方式として実施する。

2 工事の概要

(1) 事業名

令和6年度 都市公園施設維持補修事業

(2) 工事名

狩野川リバーサイドパーク遊具設計・設置工事

(3) 工事内容

狩野川リバーサイドパーク内の遊具の設置（別紙「令和6年度都市公園施設維持補修事業 狩野川リバーサイドパーク遊具設計・設置工事仕様書のとおり）

(4) 施工場所

伊豆の国市 天野地内

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和6年11月29日(金)まで

(6) 上限金額

5,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 発注方法

本工事は、提案を受けた上で実施設計と設置工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事とする。なお、契約は工事請負候補者と随意契約（地方自治法施行令第167条の2）とする。

3 参加の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、伊豆の国市契約規則を遵守した上で、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 伊豆の国市に「建設工事」の競争入札参加資格を有し、「とび・土工・コンクリート」の建設業の許可を有している業者

(2) 伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成18年伊豆の国市訓令第14号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 2020年度以降、公官庁が発注した同種業務又は類似業務の実績を有していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に

該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立がなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成 24 年伊豆の国市条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

4 実施の形式

「3 参加の資格要件」を前提条件とした公募型プロポーザル方式とする。

5 スケジュール

工事請負候補者決定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

項目	日時	注意事項
実施要領等の公表 (伊豆の国市HP)	令和 6 年 5 月 31 日 (金)	質問書（様式第 5 号）は、電子メール等で提出すること。 口頭での質疑応答は行わない。
質問受付期限	令和 6 年 6 月 10 日 (月)	
質問回答期限	令和 6 年 6 月 17 日 (月)	質問者に対し、随時、電子メールにて回答する。
企画提案書等の提出 期限	令和 6 年 6 月 27 日 (木) 午後 5 時必着	持参又は郵送により提出すること。
書類選考結果通知	令和 6 年 7 月 10 日 (水) 予定	書類選考に参加した全ての事業者に通知する。

6 提出書類等

- (1) 参加申込書（様式第 1 号） 1 部
- (2) 企画提案書（任意様式） 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- (3) 施工計画書（任意様式） 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- (4) 配置予定技術者届出書（様式第 2 号） 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- (5) 業務実績調書（様式第 3 号） 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- (6) 見積書（工事費内訳書）（様式第 4 号） 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- (7) 会社概要が分かる書類（任意様式） 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

7 企画提案書の内容等

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

(1) 書式等

- ① 用紙サイズはA4縦書きとすること。図面等の補足資料でA3サイズを使用する場合は横折込とすること。
- ② 散在しないような形で綴り、簡潔及び明瞭に記載し、膨大にならないこと。
- ③ ページ番号を付すこと。

(2) 記載内容

- ① 設置遊具の写真又はイメージ図（カラーとすること。できる限り完成品に近いものとする）。
- ② 設置遊具の規格及び寸法が分かる平面図及び立体図。
- ③ 設置遊具の配置図及びイメージ図。
- ④ 設置遊具の特徴に関すること。
- ⑤ 設置遊具の安全対策に関すること。
- ⑥ 設置遊具の耐久性及びメンテナンスに関すること。
- ⑦ その他審査の参考になる内容。

8 工事請負候補者の選定方法

工事の契約相手となる候補者の選定については、本市が設置する審査委員会において、企画提案書等を提出した事業者の審査及び選定を厳正かつ公平に行い、優先交渉候補者及び次点者を決定する。

- (1) 選定は提出書類の審査により行う。ただし、必要に応じて非公開のヒアリングを行うことがある。その場合は、日時や場所等を別途通知する。
- (2) 各審査委員の審査結果を基に審査委員会で協議を行い、優先交渉候補者及び次点者を決定し、順次随意契約の交渉を行う。
- (3) 参加者が1者の場合でも審査を行い、工事請負発注の可否の協議を行う。
- (4) 審査結果は、参加した全ての事業者に文書にて通知する。なお、審査の経過は非公開とし、審査内容の問い合わせや審査結果に対する異議申立ては受理しない。

9 失格事項

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出すべき書類に不備があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が委託金額の上限を超える場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた場合
- (6) 上記事項に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員

会が不適切であると認めた場合

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の修正又は変更は、認めない。
- (3) 配置予定技術者の変更は、原則として認めない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除く。
- (4) 提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、本市が議会対応等により必要と判断した場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類等は、返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）に基づき、提出書類の公開について判断する。
- (7) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- (8) 企画提案書や見積書の作成等に必要な本市に関する資料は、都市計画課が提供する。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表できないものとする。

11 参考資料

- (1) 位置図
- (2) 工事予定範囲図
- (3) 現況写真

12 提出・問い合わせ（事務局）

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1
伊豆の国市都市整備部都市計画課
電 話 055-948-2909（直通）
メール tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp
担 当 久保田洋輔、盆子原尊